

議案第21号

平成30年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	822床
(2) 年間入院患者数	236,155人
(3) 年間外来患者数	307,608人
(4) 一日平均入院患者数	647人
(5) 一日平均外来患者数	1,261人
(6) 主要な建設改良事業	
中央病院建替整備事業	6,088,684千円
医療機器備品	5,088,177千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	22,860,327千円
第1項 医業収益	19,891,388千円
第2項 医業外収益	2,875,017千円
第3項 特別利益	93,922千円

支 出

第1款 病院事業費用 23,963,696千円

第1項 医業費用 22,244,722千円

第2項 医業外費用 518,668千円

第3項 特別損失 1,200,306千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額971,945千円は、過年度分損益勘定留保資金971,945千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 11,848,566千円

第1項 企業債 10,970,900千円

第2項 負担金 839,323千円

第3項 補助金 38,343千円

支 出

第1款 資本的支出 12,820,511千円

第1項 建設改良費 11,291,927千円

第2項 企業債償還金 1,528,584千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費 中央病院建替整	3,254,672千円	30年度	310,641千円

備事業費(外来 棟改修工事等)	31年度 2,379,144千円
	32年度 564,887千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
中央病院警備保障、夜間救急受付及び電話交換業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	193,948千円
中央病院清掃作業等業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	403,497千円
中央病院食器洗浄業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	46,019千円
中央病院磁気共鳴断層撮影装置 (M R I) 保守点検業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	50,787千円
中央病院医事会計及び外来診療室等クラーク業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	578,076千円
中央病院カーテン賃借料	平成31年度から 平成35年度まで	51,446千円
中央病院寝具賃借料	平成31年度から 平成33年度まで	127,129千円
中央病院病理検査システム保守業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	3,684千円
中央病院医療情報データベース利用料	平成31年度から 平成34年度まで	14,552千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
病院事業費に充	千円 10,970,900	証書借り入れ又は証券発	10%以内 (た	借入年度から1年すえ

当		行の方法により財政融資資金その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	だし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
---	--	--	--	--

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,428,225千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 院内保育所の運営に要する経費 21,324千円

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 28,986千円

(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 316,152千円

(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 117,997千円

(5) 職員の児童手当に要する経費 76,524千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,961,818千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	中央病院新病院統合情報ネットワーク	一式
医療機器備品	中央病院磁気共鳴断層撮影装置(MRI) (1.5テスラ)	一式
医療機器備品	中央病院陽電子放射・コンピュータ断層撮影装置(PET-CT)	一式
医療機器備品	中央病院血管X線撮影装置	一式
医療機器備品	中央病院マルチスライス式コンピュータ断層撮影装置(CT)(放射線治療計画用)	一式
医療機器備品	中央病院放射線治療装置	一式
医療機器備品	中央病院生体情報モニタリングシステム	一式
医療機器備品	中央病院無影灯・シーリングペンダント	一式
医療機器備品	中央病院術野映像システム	一式

平成30年2月22日提出

鳥取県知事 平井伸治